

平成 24 年度 京都市国民健康保険事業特別会計決算概要

1 基礎計数

項 目	予算	実績見込	増△減
一般被保険者数	355,000 人	347,620 人	△ 7,380 人
一般世帯数	218,000 世帯	215,837 世帯	△2,163 世帯
一般総医療費	116,019 百万円	111,127 百万円	△ 4,892 百万円
一般1人当たりレセプト件数	14.28 件	14.37 件	0.09 件
一般 1 件当たり医療費	22,883 円	22,243 円	△640 円
一般 1 人当たり医療費	326,814 円	319,679 円	△7,135 円

ポイント

- 一般被保険者数及び一般 1 人当たり医療費が見込よりも減少したことにより、一般総医療費も見込より減少している。

2 財政状況

(単位:百万円)

項 目		予算額	決算見込額	増△減	
一般医療分	歳入	保険料	20,608	20,386	△ 222 ←①
		国・府支出金等	20,395	20,529	134
		国調整交付金等	7,529	6,687	△ 842
		府調整交付金	4,939	4,778	△ 161
		前期高齢者交付金	35,095	34,883	△ 212
		一般会計繰入金	11,266	11,315	49
		共同事業交付金	15,696	15,862	166 ←②
		その他	216	263	47
	小計		115,744	114,703	△ 1,041
	歳出	給付費	95,422	92,181	△ 3,241
		老人保健拠出金	1	1	0
		共同事業拠出金	15,696	15,302	△ 394 ←②
		保健事業費	1,104	920	△ 184
		その他	3,521	5,069	1,548
	小計		115,744	113,473	△ 2,271
	差引過△不足額		0	1,230	1,230
後期高齢者支援分	歳入	保険料	6,486	6,342	△ 144 ←①
		国庫支出金等	6,093	6,441	348
		国調整交付金	1,641	1,765	124
		府調整交付金	1,313	1,347	34
		一般会計繰入金	2,501	2,517	16
	小計		18,034	18,412	378
	歳出	後期高齢者支援金	18,034	18,042	8
		小計	18,034	18,042	8
	差引過△不足額		0	370	370
	介護分	保険料	2,781	2,690	△ 91 ←①
		国庫支出金等	2,349	2,455	106
		国調整交付金	714	815	101
		府調整交付金	572	587	15
		一般会計繰入金	1,013	1,011	△ 2
	小計		7,429	7,558	129
退職者等医療分	歳入	介護納付金	7,429	7,419	△ 10
		小計	7,429	7,419	△ 10
	差引過△不足額		0	139	139
	歳入	保険料	1,867	1,771	△ 96
		療養給付費交付金	3,647	5,165	1,518
		その他	37	11	△ 26
	小計		5,551	6,947	1,396
	歳出	給付費	5,546	5,954	408
		その他	5	4	△ 1
	小計		5,551	5,958	407
	差引過△不足額		0	989	989 ←③
歳入合計(A)		146,758	147,620	862	
歳出合計(B)		146,758	144,892	△ 1,866	
単年度収支(A-B)		0	2,728	2,728	27億28百万円の収支改善

※一般会計繰入金の内訳

	予算額	決算額	増△減
保険基盤安定繰入金	7,084	7,148	64
財政支援分繰入金	7,677	7,677	0
システム改修分(臨時)	19	19	0
計	14,780	14,844	64

【ポイント】

① 徴収率向上による保険料の収入増(約6億円の黒字要素)

平成24年度予算においては、徴収率を91.2%で見込んでいたが、実績は92.68%となり1.48ポイント上昇した。

一般被保険者数及び世帯数が見込よりも減少したため、保険料収入も見込から11億円ほど減少するはずであったが、徴収率の向上により4億57百万円(医療△2億22百万円、後期△1億44百万円、介護△91百万円の合計)の減少にとどまった。

② 共同事業交付金の収入増及び拠出金の支出減(約6億円の黒字要素)

府下市町村で実施している高額な医療費に係る再保険事業(高額医療費共同事業※1)及び保険財政共同安定化事業※2)において、交付金(歳入)が1億66百万円増額となる一方で、拠出金(歳出)は3億94百万円減少した。

(※1) 高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、1件80万円を超える高額な医療費を対象に府下市町村で実施している再保険事業。該当する高額医療費の実績(過去3年平均)に応じて支払われた市町村国保からの拠出金を財源としており、当該年度に実際に発生した高額医療費に応じて交付金が交付される。

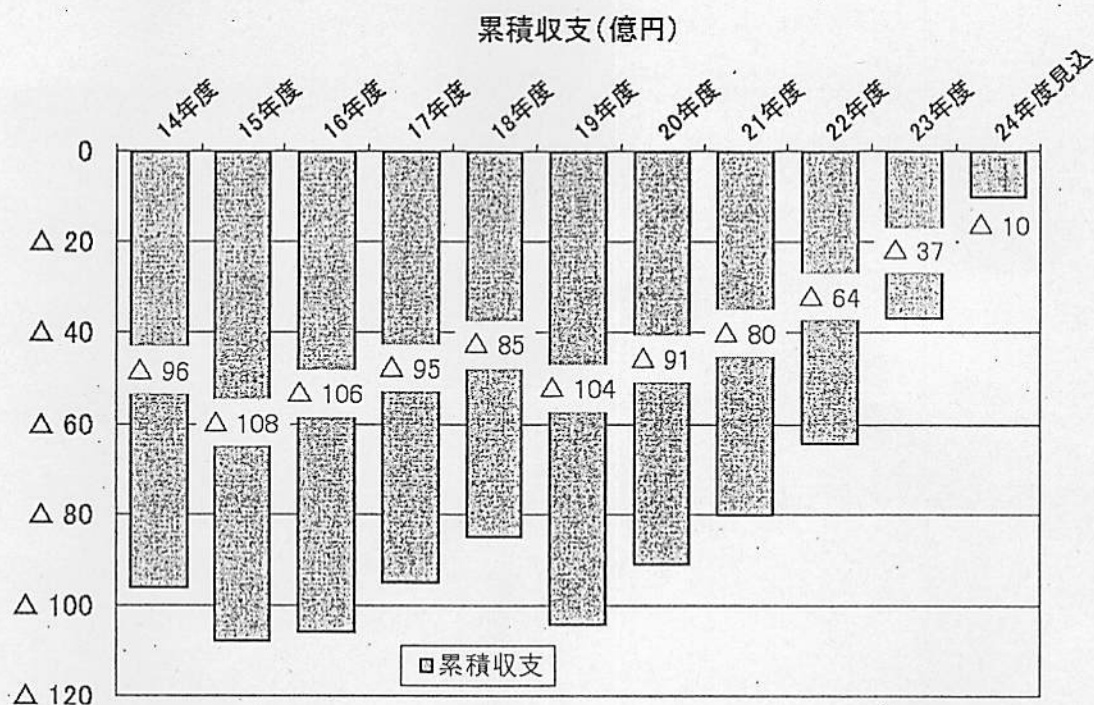
(※2) 府内の市町村国保の保険料の平準化と財政の安定化を図るため、1件30万円を超える医療費について、府下市町村国保の拠出により負担を共有する再保険事業。当該年度に実際に発生した高額医療費に応じて交付金が交付される。

③ 療養給付費交付金の収入増等(約10億円の黒字要素)

企業等に勤めていた方は、退職後、医療の必要が高まる一方で、収入が減少するといった状況の中で国民健康保険に加入されることが多いため、国保財政の負担が増加することとなる。このような財政負担の不均衡を解消するため、退職者医療制度が設けられており、退職者医療該当者の費用については、自己負担金と保険料のほか、被用者保険からの拠出金によって賄われることとなる。このため、退職者医療該当者の資格適用を確実に行うことで、国保の財政負担の軽減を図ることが可能となる。本市国保においても資格適用の強化を図ることにより、給付費が4億8百万円増加したものの、療養給付費交付金も15億18百万円増加したことなどから、退職者等医療分において9億89百万円の収入超過となった。

④ その他の経費における支出減等(約5億円の黒字要素)

3 累積収支の推移



24年度末累積収支 約Δ10億円の赤字！

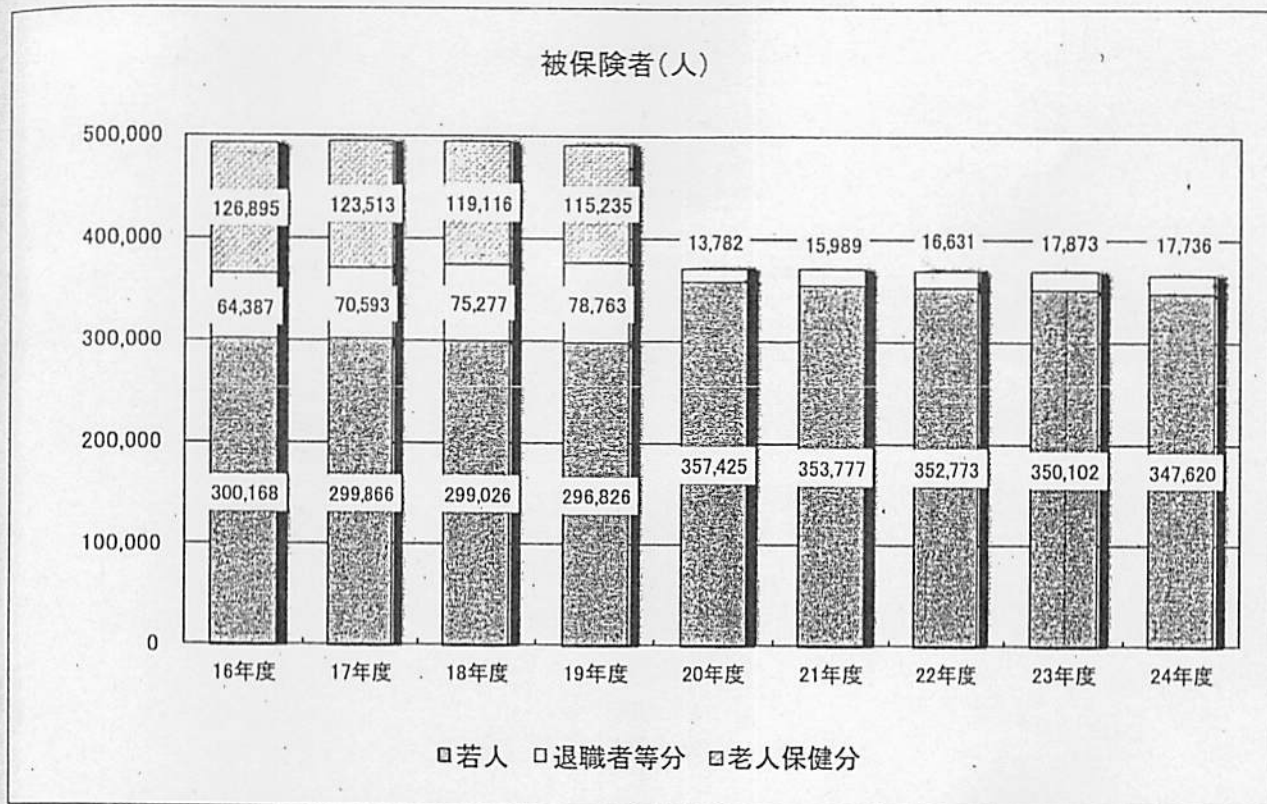
(平成25年度返還額(約Δ15億円)を加えると約Δ25億円)

平成24年度決算見込みにおいて、約27億円の収支改善が図れたものの、依然として累積赤字(政令指定都市ワースト4位)を抱える厳しい財政状況にある。また、平成24年度における国からの過大交付分(約15億円)については、平成25年度に返還する必要がある(平成24年度決算におけるΔ10億円の累積赤字に、平成25年度における返還額(Δ15億円)を加えると25億円になる。)

このような状況を鑑み、今後とも事業運営の安定化に向けた取組を推進していく。

4 京都市国民健康保険の現状

(1) 被保険者数の動向



※平成 20 年度に後期高齢者医療制度開始→老人保健制度廃止がなされ、75 歳以上の被保険者等が国保を離脱し、後期高齢者医療保険へ移行。退職者医療制度も原則廃止（経過措置あり）され、退職被保険者が減少し、若人（一般）被保険者が増加。

23 年度末 被保険者数	24 年度末 被保険者数	増△減	左のうち後期高齢者 医療への移行による減	後期高齢者医療への 移行分を除いた増△減
364,138 人	360,066 人	△ 4,072 人	△ 11,820 人	7,748 人

後期高齢者医療制度への移行による減少数が大きく全体では減少傾向であるが、当該移行分を除けば、景気の低迷により増加傾向にあったものと考えられる。

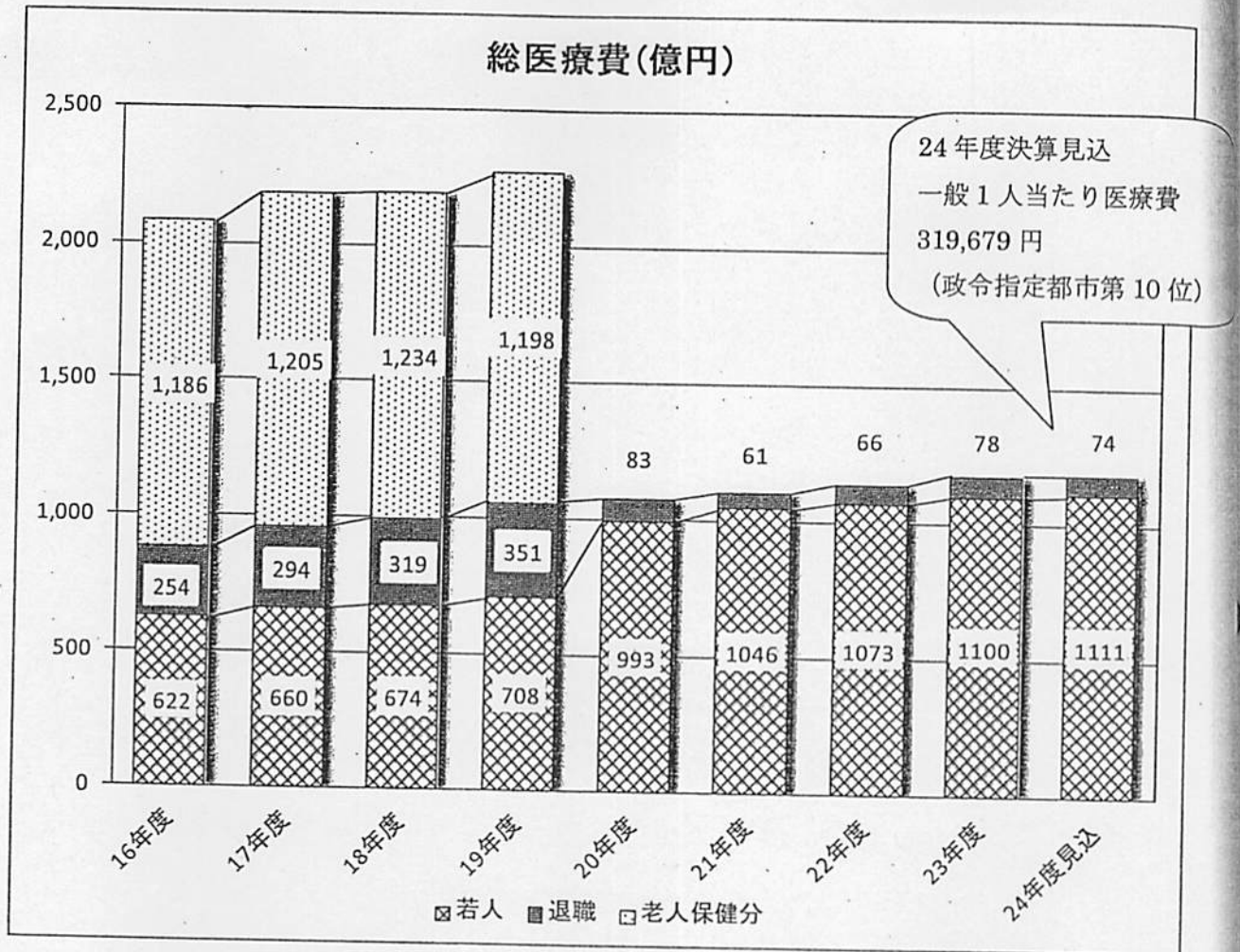
(2) 年齢階層別被保険者数の推移（年度平均）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度見込	
	人	%	人	%	人	%	人	%
0～64 歳	256,747	69.4	256,647	69.5	255,868	69.5	249,358	68.3
65～74 歳	113,019	30.6	112,757	30.5	112,107	30.5	115,998	31.7
合計	369,766	100	369,404	100	367,975	100	365,356	100

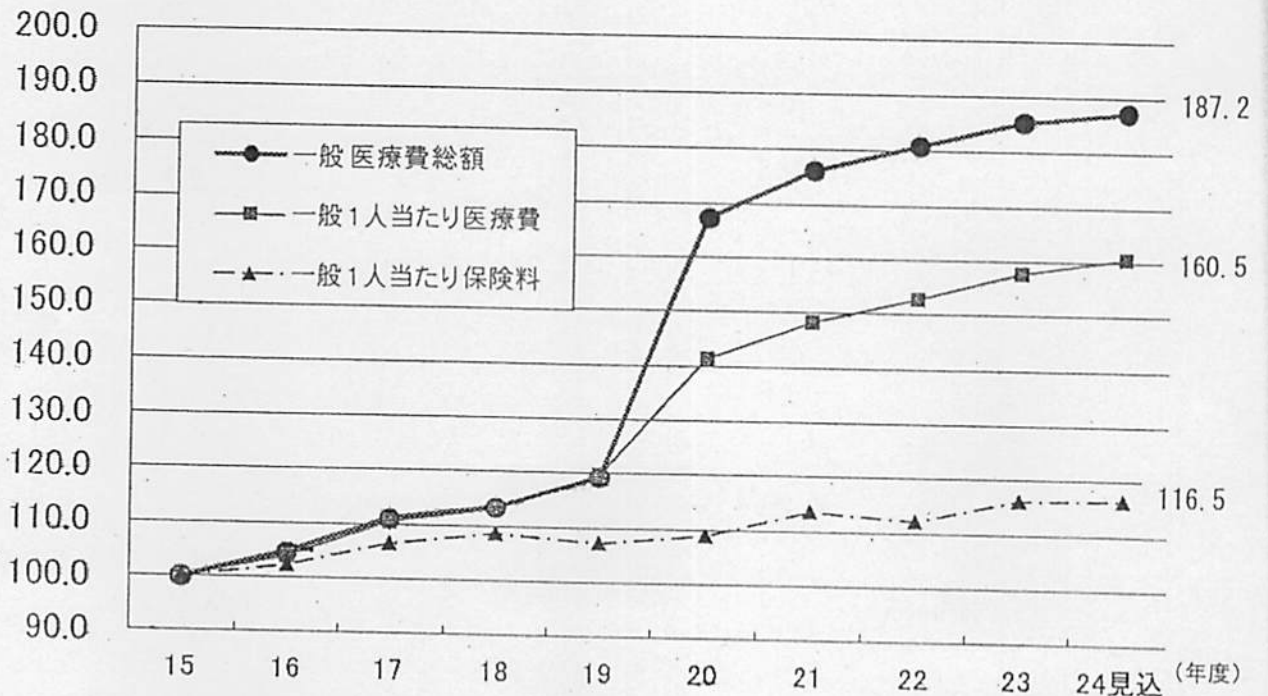
被保険者数全体は減少傾向にある。また、高齢者（65 歳～74 歳の前期高齢者）の加入者数は被保険者全体の 31.7%である。（全保険者前期高齢者加入率は 12.4%（23 年度確定値）、政令指定都市平均は 31.6%、京都市は 20 政令指定都市中、7 番目に低い。）

(3) 医療費の動向

ア 総医療費の推移



イ 平成15年度を100とした場合の1人当たり医療費・保険料の伸び



(4) 保険料改定率と最高限度額の推移

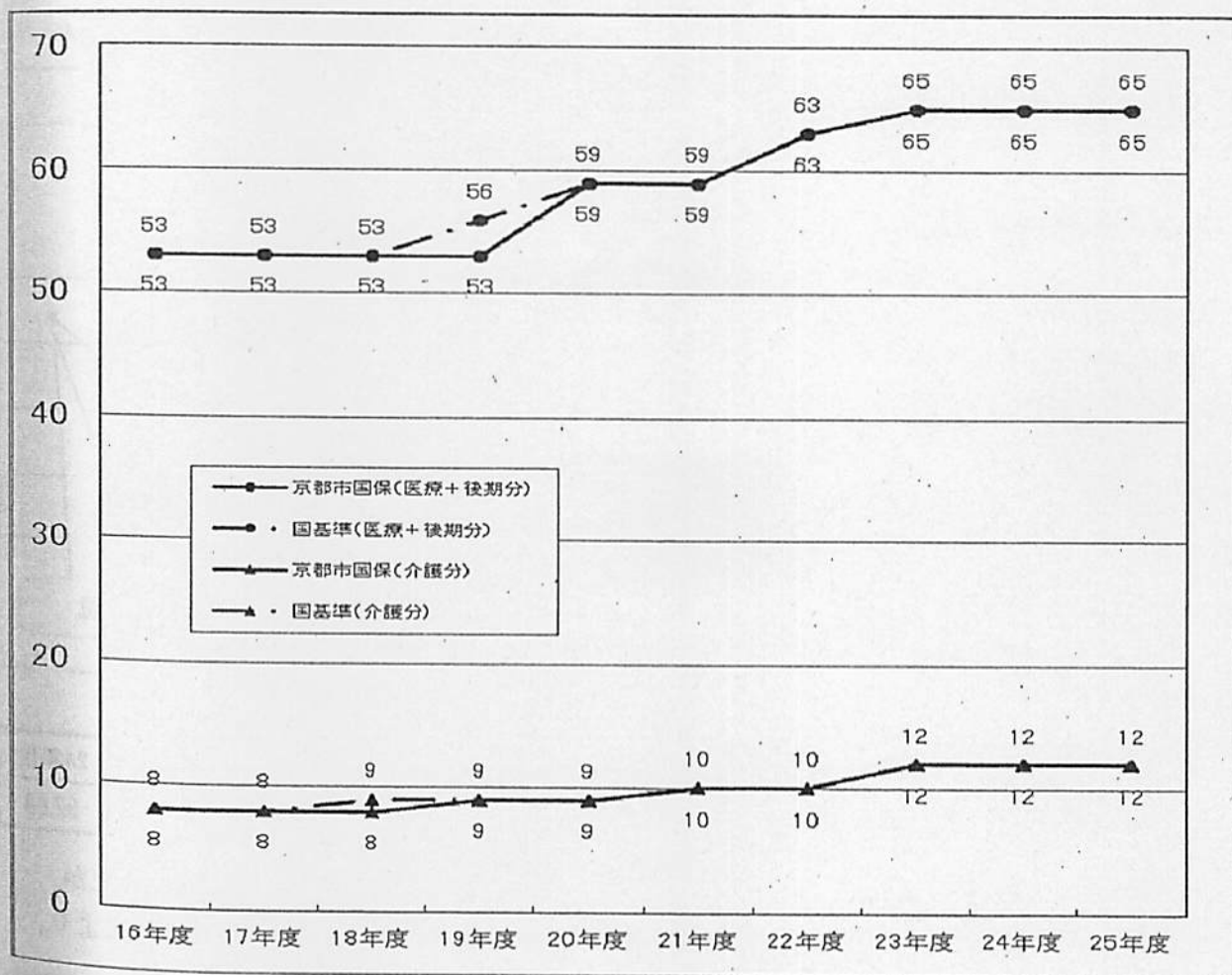
ア 1人当たり平均保険料改定率の推移

(単位：％)

年 度	14～16	17	18～20	21	22	23	24	25
医療分	据置	2.63	据置	0.15	0.97	据置	△0.37	△0.65
後期高齢者 支援分				16.55	△ 2.58	据置	△0.27	△0.79
医療分＋後期高 齢者支援分	据置	2.63	据置	3.71	0.10	据置	△0.35	△0.68

25年度予算1人当たり保険料
(一般医療分＋後期支援分)
80,003 円
(政令指定都市第 16 位)

イ 最高限度額の推移



平成 25 年度は、最高限度額の改定を行っていない。(平成 23, 24 年度と同額)

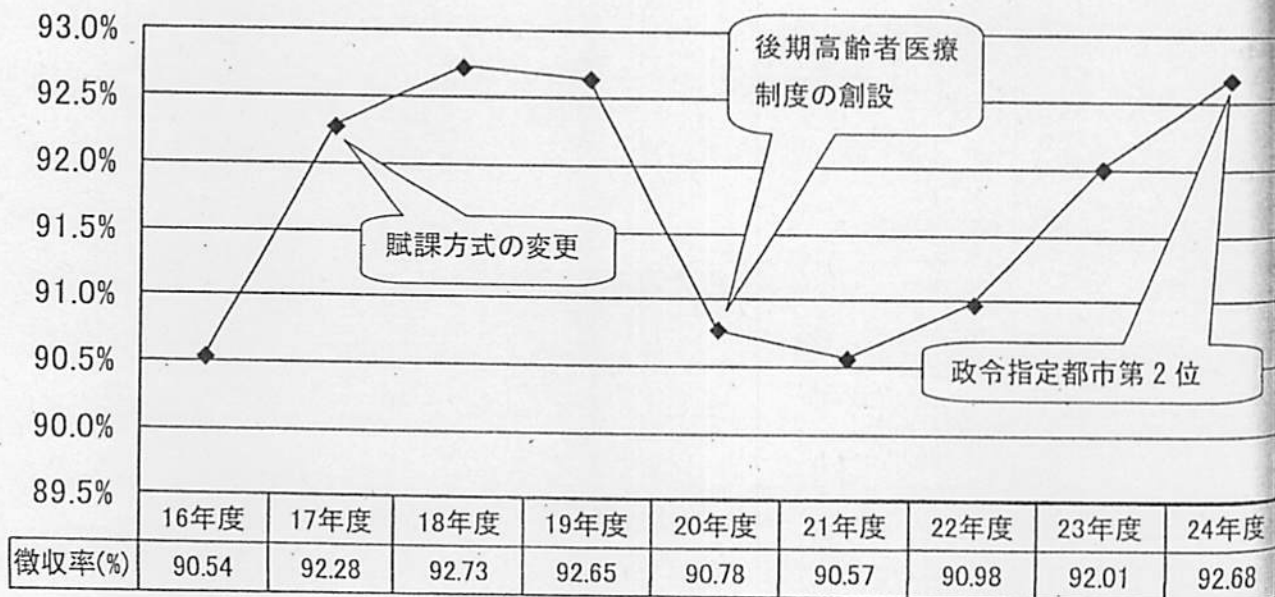
(5) 保険料軽減適用率の推移

本市では、国民健康保険法に定められた法定軽減のほか、本市独自に条例に減免規定を設け、保険料の軽減を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図っている。

平成 24 年度における適用率は、法定減額が 68.0%（政令指定都市第 1 位）、条例減免が 8.6%（政令指定都市第 6 位）となっており、適用率が高くなっている。

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
法定減額	世帯数	165,787	169,953	169,720	171,251	132,563	135,434	146,408	148,916	151,804
	適用率	61.1%	61.1%	60.3%	60.5%	60.3%	61.4%	65.9%	66.7%	68.0%
	金額(千円)	7,516,103	7,892,866	7,787,675	7,736,880	5,404,302	5,587,503	6,120,728	6,188,699	6,256,772
条例減免	世帯数	20,277	85,757	63,953	23,034	22,187	27,232	20,640	20,245	19,308
	適用率	7.5%	30.9%	22.7%	8.1%	10.1%	12.3%	9.3%	9.1%	8.6%
	金額(千円)	1,760,721	2,840,381	2,238,235	1,515,810	1,484,827	2,015,332	1,422,106	1,469,056	1,405,763

(6) 徴収率（現年分）の推移



※ 平成 20 年度の後期高齢者医療制度の導入に伴い、徴収率が大きく減少したが、区役所等における徴収に係る取組の強化や多くの被保険者の皆様のご理解により、徴収率は 3 年連続で上昇している。